

水田活用の直接支払交付金における交付対象水田について (5年水張りルールについてのお知らせ)

農林水産省より経営取得安定対策実施要綱が改正され、畑作物を生産する農地については水稲とのブロックローテーションを促す観点から、令和9年度以降、過去5年間に一度も水張りをされていない農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。

※災害復旧や基盤整備事業などで、水稲作付が困難な場合は除外されません。

※一度交付対象水田から除外されると、原則交付対象水田には戻りません。

例	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
○番地○	野菜	野菜	野菜	野菜	野菜	交付対象 水田から 除外		
R4~8の5年間、水張りをしていないためR9から交付対象外								
△番地△	野菜	水稲	保全	保全	野菜	野菜	野菜	交付対象 水田から 除外
R6~10の5年間、水張りをしていないためR11から交付対象外								
□番地□	水稲	野菜	野菜	野菜	保全	水稲	野菜	野菜
R14年まで交付対象水田として継続								

○5年に一度の水張り

- ・5年に一度の水張りは、水稲作付が基本となります。
- ・営農計画書で水稲作付として提出している農地は、その翌年度から起算して5年間は交付対象として継続されます。
- ・原則は水稲作付が基本となりますが、以下の要件をすべて満たしている場合は、水張りを行ったとみなします。

1. 1カ月以上の期間、水稲作付と同程度の湛水管理を行うこと。

2. 連作障害による収量低下が発生していないことの証明。

詳しくは下記の事務局までお問い合わせください